

7. 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

(1) 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について

指定給水装置工事事業者制度については、平成8年の水道法改正の施行後10年を経過した時点で施行状況の検討を行い、平成20年3月21日付健水発第0321001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、現行制度において改善を要する課題とその解決の方向を示し、所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いしているところである。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/080321-1.pdf>)

一方、給水装置工事事業者の指定制度の運用の中で、悪質業者等の問題も含めた給水装置の修繕工事にまつわるトラブル事例が増加しているが、これらの問題の発生は、需要者に対する指定給水装置工事事業者に関する情報の提供が不足していることが一因と考えられる。

厚生労働省では、水道事業者から需要者へ提供すべき情報を整理し、平成21年6月に、「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」としてとりまとめ、公表したところである。各水道事業者においては、需要者が容易に情報を入手できるようホームページやリーフレット等を活用した積極的な情報提供に努めるようお願いする。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210615-1.html>)

(2) 給水装置における誤接合の防止について

給水装置は水道法施行令第5条第1項6号において、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこととされているが、最近、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が相継いで発生している。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事故事例を踏まえ、水道事業者は、次の事項について再度徹底するようお願いする。

- ・水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあっては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- ・給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- ・水道管以外の管が布設されている地区にあっては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うこと。

- ・水道管以外の管が布設されている地区にあつては、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- ・適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

特に工業用水道等の水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事にあたり残留塩素の量を確認するなど誤接合防止のための対応について再度徹底するとともに、指定給水装置工事事業者へ誤接合防止のために適切に施工及び確認するよう様々な機会をとらえ周知徹底を図り、給水装置の誤接合の防止に向けて適切に取り組んでいただくようお願いする。

(3) 給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準について

平成8年の水道法改正により、給水装置工事事業者の指定制度に伴う給水装置工事主任技術者の国家資格が創設されたが、平成11年8月24日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととしている。また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている（資料7-1）。

返納命令事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に報告いただく等の対応をお願いしたい。

(4) 給水装置工事の技術力の確保について

水道法施行規則第36条第2項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成23年8月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取り組みをお願いする。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchi1.pdf)

(5) 太陽熱利用給湯システムの取扱いについて

給水装置として湯沸器等の上流側に設置される太陽熱利用給湯システムについては、太陽熱の蓄熱ユニットを通じて湯沸器等に流入する水の水温を上昇させることにより、省エネルギーに寄与するものである一方、水道水質管理の観点から、貯湯タンク内での加熱により遊離残留塩素の濃度が低下した水の逆流を防止することや、現場施工で並行配管（バイパス配管）を設けるものにあつては、当該バイパス配管に水が停滞する構造となることを防止することが必要と考えられるところである。

このことを踏まえて、厚生労働省では、給水装置としての太陽熱利用給湯システムの取扱いについて検討を行い、その設置にあたって留意すべき事項を今年度内に通知することとしており、各水道事業者においては、これを参考として、当該システムに係る適切な設計審査をお願いする。

(6) 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年 12 月 21 日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成 23 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,670 km、使用戸数が約 394 万件（平成 23 年度水道統計より）となっており、減少してきているものの、減少延長は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、個別に広報することや布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いします。広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メータまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。